

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年5月19日3生安第578号で行った個人情報部分示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報は、「交通事故相談票」に記載された審査請求人本人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、「処理要旨等」に記載された内容の一部（以下「本件不開示情報」という。）を、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示とする本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和3年4月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年5月19日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年5月28日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年7月6日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び口頭意見陳述の内容を基に審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

本件不開示情報を公開したからといって、行政の活動に悪影響はないと考える。逆

に言うと、どんな悪影響があるのか行政が明らかにして欲しい。明らかにできないなら、やはり悪影響はないと考える。

また、相談員の見解を開示できないのであれば、交通事故相談票に記載するべきではないと考える。

5 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述の内容並びに当審議会が実施機関に調査した内容を基に実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 交通事故相談について

交通事故に遭った方が問題を円滑に解決するため、交通事故相談所において自動車賠償責任保険等の請求方法、損害賠償額の計算方法、示談の進め方等の相談に応じている。

交通事故相談において収集した氏名、住所、被害状況及び相談内容、その際、相談員が相談者に行った指導の内容並びに相談員の意見・見解・評価については、今後の相談業務において参考とするため、交通事故相談票に記録をしている。

(2) 本件不開示情報について

交通事故相談票における「処理要旨等」欄には、相談員が相談者に行った教示の内容のほかに、相談に係る留意事項や、相談員相互間及び相談員と相談員以外の職員の間で情報を共有する必要がある場合に、相談に係る相談員の意見・見解についても記載している。

本件不開示情報は、相談者に対する相談員の見解を含む内容について、相談員相互間及びその他の職員の間で引き継ぐ必要があると判断し、記載したものである。

交通事故相談票に記載している事項については、交通事故相談の業務の参考にするために記載しているものであり、相談者へ開示することを想定して記載しているものではないことから、本件不開示情報を開示することにより、相談者の心情を害したり、相談者の反発を招いたりするおそれがあり、結果として相談者とのトラブルに発展し、相談対応業務に支障が生じるおそれがある。

6 審議会の判断

(1) 交通事故相談業務について

実施機関では、交通事故被害者等の救済に寄与することを目的として、交通事故相談所（以下「相談所」という。）を設置している。

相談所では、交通事故被害者対策に重点を置いて、損害賠償問題、更生等の交通事故被害者等に係る問題に関して、面接及び電話で相談に応じているが、被害者の経済面、心身面の問題を取り扱うため、相談に応じる中で個人の評価又は判断を行

うことも想定されるものである。

(2) 交通事故相談票について

交通事故相談票（以下「相談票」という。）の様式には、相談者の個人情報や交通事故の被害者・加害者の情報、事故の概略・被害状況、相談分類、相談要旨、処理要旨等などの項目がある。県民等から相談を受けた際には、1件ごとに相談票に所定の事項を記載し、その事績を明らかにすることとしている。

(3) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報が記載された相談票は、交通事故に係る諸相談に対し、相談員の知識や経験を踏まえた評価や判断等に基づく指導や助言を行う交通事故相談業務に際して作成されたものである。

本件個人情報は、令和元年12月2日、相談所に対し、審査請求人から電話による相談があった際に、相談員が審査請求人からの相談内容を聴取し、それを基に作成した相談票に記載された審査請求人の個人情報である。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報」とは、具体的に列挙した相談等に係る情報に限定されるのではなく、これらに類する情報や当該相談等に影響を及ぼすと認められる事実等の情報についても含まれる。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

上記(1)から(3)までで述べたとおり、交通事故相談は本号に規定する相談等の個人の評価又は判断を伴う事務に該当する事務であり、審査請求人が当該相談をした際に相談票に記載された本件個人情報は、当該事務に関する個人情報であると認められる。

本件不開示情報は、本件個人情報のうち、「処理要旨等」欄に記載された内容

の一部である。本件不開示情報は、相談者と相談員が直接取り交わした内容そのものではなく、相談員が相談者に対する見解として記載したものである。

相談票は、交通事故相談の業務の参考とするために作成されているものであり、相談者本人へ開示することを想定して作成されているものではない。相談員やその他の職員間での情報共有等を目的として記載した相談者の評価又は判断に関する情報が、開示されることが前提となれば、今後の相談事務において、相談票の作成に当たり、相談者の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない内容の記載を控えることとなり、今後の相談対応のための情報の共有が困難になると認められる。

したがって、本件不開示情報が開示されることにより、相談票の適切な作成に影響を及ぼし、今後の交通事故相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。